

平成 28 年 第 2 回

菊陽町議会 6 月定例会会議録

平成 28 年 6 月 2 日

熊本県菊陽町議会

平成28年第2回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
6 / 2	木	開会・行政報告・提案理由説明・議案審議（承認第2号～諮問第1号）質疑・討論・表決・閉会

第2回菊陽町議会6月定例会会議録

平成28年6月2日（木）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程（１日目）

（平成28年第２回菊陽町議会６月定例会）

平成28年６月２日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 町長提出承認第 2 号から諮問第 1 号までを一括議題

日程第 6 町長の提案理由の説明

日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）

日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第 9 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定）

日程第10 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第 6 号））

日程第11 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第 1 号））

日程第12 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第 1 号））

日程第13 議案第32号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第14 議案第33号 平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第15 議案第34号 町道路線の認定について

日程第16 報告第 1 号 平成27年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

日程第17 報告第 2 号 平成27年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第18 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

日程第19 議員派遣について

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第 1 平成28年熊本地震災害復興支援特別委員会の設置及び委員の選任について

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 大久保 輝 君

2 番 阪 本 俊 浩 君

3 番 西 本 友 春 君
 5 番 佐々木 理美子 君
 7 番 吉 本 孝 寿 君
 9 番 北 山 正 樹 君
 11 番 石 原 武 義 君
 13 番 大 塚 昇 君
 15 番 上 田 茂 政 君
 17 番 甲 斐 榮 治 君

4 番 那 須 眞理子 君
 6 番 中 岡 敏 博 君
 8 番 吉 山 哲 也 君
 10 番 坂 本 秀 則 君
 12 番 岩 下 和 高 君
 14 番 川 俣 鐵 也 君
 16 番 小 林 久美子 君
 18 番 渡 邊 裕 之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君
 書記 山 川 真喜子 君
 書記 益 満 基 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後 藤 三 雄 君
 教 育 長 赤 峰 洋 次 君
 総 務 部 長 吉 野 邦 宏 君
 産業建設部長兼
 商工振興課長 松 本 洋 昭 君
 総務部審議員兼
 総 務 課 長 吉 川 義 則 君
 財 政 課 長 東 桂一郎 君
 人権教育・啓発課長 高 木 定 伸 君
 福祉生活部審議員兼
 子育て支援課長 宮 本 義 雄 君
 介護保険課長 市 原 憲 吾 君
 西 部 支 所 長 服 部 誠 也 君
 建 設 課 長 小 野 秀 幸 君
 産業建設部審議員兼
 環境生活課長兼
 下水道課長 今 村 敬 士 君
 学 務 課 長 士 野 公 典 君
 図 書 館 長 矢 野 信 哉 君

副 町 長 井 手 義 隆 君
 教 育 次 長 徳 淵 盛 也 君
 福祉生活部長 佐 藤 清 孝 君
 会計管理者兼
 会 計 課 長 山 崎 謙 三 君
 総合政策課長 阪 本 浩 徳 君
 税 務 課 長 酒 井 章 彦 君
 福 祉 課 長 西 本 一 浩 君
 健康・保険課長 阪 本 章 三 君
 町 民 課 長 宮 川 照 之 君
 産業建設部審議員兼
 農 政 課 長 志 垣 敏 夫 君
 産業建設部審議員兼
 都市計画課長 大 山 陽 祐 君
 総務課長補佐兼
 総務法制係長 中 島 秀 樹 君
 生涯学習課長兼
 中央公民館長 古 賀 直 之 君
 農業委員会事務局長 川 上 一 弘 君

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

開会に先立ちまして一言御挨拶を申し上げます。

ただいま熊本地震でお亡くなりになりました皆様に哀悼の意をささげ、黙祷をささげました。改めまして、お亡くなりになりました皆様の御冥福をお祈りいたします。

そしてまた、菊陽町の町民の皆様をはじめ多くの方々が被災をされております。心からお見舞い申し上げ、そして復旧・復興に向けて一つになって取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから平成28年第2回菊陽町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番大塚昇君、14番川俣鐵也君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査2月、3月、4月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、全国町村議会議長・副議長研修が、5月30日から31日まで、東京中野サンプラザで開催されました。全国町村議会議長・副議長研修の内容につきましては、議席に配付のとおりでございます。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申入れがございます。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成28年第2回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本年4月14日と16日に発生しました平成28年熊本地震に伴う報告をさせていただきます。

今回の熊本地震により、先ほど黙祷もささげましたけども、近隣の市町村では多くの尊い人命が失われました。亡くなられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、残された御家族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。

また、地震により避難され、現在困難な状況に置かれておる皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、菊陽町では、4月14日の午後9時26分に発生しました前震では震度5強、4月16日の午前1時25分に発生しました本震では震度6弱を記録し、町内においても多くの被害が発生しました。本町では亡くなられた方はおられませんでしたが、震度6弱の激しい揺れは家屋や学校など町内の建物等に多くの被害をもたらしました。本日までの地震の発生件数は、熊本県全体では1,600回を超え、本町で震度1以上を観測した回数は508回、5月31日現在ですが、508回となっています。

私は、4月14日午後9時26分の前震発生後、午後10時15分に、前震発生から49分後に災害対策本部を設置いたしました。これは、地震発生後すぐにほとんどの職員が集まってきたことにより、短時間で設置できたものであります。災害に対する職員の意識の高さがうかがえるもので、災害対策本部設置までの時間の長短がその後の対応の全てに影響するものでありまして、大変心強く思ったところであります。その後、警察、消防団など、関係機関の方々もすぐに集まってこられました。

16日の本震発生時も同様に、関係する方々がすぐに集まり、対応したところであります。役場庁舎は書類等が散乱し、余震が続く中、危険な状態でありましたので、役場玄関前に対策本部を設置して緊急対応の指示をしたところであります。対策本部では、町内の被災状況の確認や応急処置、避難所の増設、給水といった災害救護活動を実施しましたが、被害が甚大であったため、直ちに自衛隊に災害派遣要請を行ったところであります。

避難所及び避難者数の状況は、4月14日の前震後に既に避難所を開設していましたが、4月16日の本震発生後はすぐに避難所を増設し、各町民センターや小・中学校の体育館等の13か所に避難所を設けました。この避難所には約4,500人の方々が避難され、町民グラウンド、菊陽中グラウンド、杉並木公園の車中泊の方を含めると約8,000の方が避難されておりました。現在は、老人福祉センター、南部町民センターの2か所の避難所に約20名の方が避難されています。避難所には、自衛隊に炊き出しを依頼し、災害ボランティアや婦人会の御協力により1

日2回のおにぎりと1回のパンの提供を行い、さらに災害物資の提供も行ってきたところであります。

避難所の衛生管理については、他機関からの支援を受けながら、福祉生活部職員が中心となって、食中毒等の感染予防対策のためトイレ清掃、除菌用具の配布、手洗いや除菌方法の周知等を行い、あわせて健康管理については医師、保健師による巡回健康相談、エコノミークラス症候群対策等の周知も行ったところであります。

支援物資は、国、県、日赤、企業、自治体、個人から、食料、水、毛布、マット、ブルーシートなど多くの支援物資が届けられました。届けられた物資は、避難所をはじめ区長さんを通して各地区にも配付し、避難された方々に届けたところであります。このとき、区長さんや公民館長、その他区の役員の方々には、避難の誘導、支援物資の配達、被害状況の連絡など大変な御協力をいただきました。

自衛隊には、避難所への炊き出し、給水活動、支援物資の搬送、仮設風呂運営等の業務を行っていただきました。内閣府や国土交通省からの派遣職員には、国の対策本部に直接の要望伝達、国からの支援物資の手配、情報提供等を行っていただき、各医療チームには避難者の健康管理、県内外の自治体の応援職員には、避難所運営、罹災証明の申請受付や交付事務、家屋被害調査、住宅相談事業等を行っていただきました。また、町内では、土木建設業協会、建築業組合に屋根のブルーシート張りや瓦れきの撤去作業を行っていただき、社会福祉協議会では災害ボランティアセンターを立ち上げ、多くの個人ボランティアを募集して、支援物資の受入れ作業、災害家屋の片づけ、瓦れきの搬出の作業等が行われています。現在は、生活復興支援ボランティアセンターとして活動が続けられています。

次に、5月末現在の被災証明書と罹災証明書の交付状況は、災害に遭われたことを証明する被災証明書の交付件数が2,722件です。建物の罹災状況を証明する罹災証明書は、申請件数が3,637件となっています。罹災証明書の申請者には現地で家屋調査を行うことを申し出られる方がおられ、申し出件数は1,243件となっています。これらは、現地で家屋調査を行った後に証明書を交付することになります。これまでに発行した罹災証明書の件数は3,324件で、内訳は、建物の全壊、大規模半壊が65件、半壊が235件、一部損壊が3,024件となっており、残りは、家屋調査が済んでいない方や証明書をとりに来られていない方が313件になります。

次に、ライフラインの被害と復旧状況について御説明いたします。

最初に、上水道は、震災による水源の深井戸や湧水で濁水、濁り水が発生し、あわせて水道管の破損が各所で起こり、町内全域において断水となりました。復旧状況は、濁水については検査機関に検査を依頼し、全ての水源において飲料水としての水質基準値を満たしていることを確認できたのが4月22日であります。断水復旧は70か所以上の復旧作業が実施され、4月29日に復旧を終えています。

次に、電気については、各設備、施設が被災し、町内ほぼ全域が停電となりましたが、本町では町内全ての世帯において本震が起きた4月16日中に復旧いたしております。

都市ガスは、ガス管が被災し、2次被害防止のため、ガス供給を全域で停止されました。復旧については、全国の子事業者の応援、支援を受けられて復旧作業が進められましたが、その際、全国から集められたガス会社の方々は本町の原水工業団地に総合対策本部を設置し、県内の都市ガスの復旧工事が行われました。町内では、全ての世帯において4月30日に復旧いたしております。

次に、ごみ処理についてであります。ごみ処理は、東部清掃工場が被災し、焼却炉内に亀裂が起これ、電気配線の断線や水の配管が破壊するなど、4月16日から4月20日までの5日間、2つの炉ともに焼却不能となっていました。応急処置により2つの炉とも復旧しましたが、地震前より焼却能力は落ちており、1日に150トンのごみが搬入されていますが、100トンしか焼却できておらず、残りの50トンは、一時保管や協力自治体へ処理を依頼しながら焼却処理を実施しているところでありまふ。当面は現在の状況が続くと見込まれるため、焼却施設の完全回復を行うため、焼却炉の点検、復旧計画を作成し、復旧作業を進めていくこととしています。なお、各家庭からの一般ごみの収集は、災害後も通常どおり継続しております。

災害ごみの受入れは、下津久礼のし尿処理場跡地と「さんふれあ」西側駐車場空き地を仮置き場として災害ごみの受入れを行ってきました。しかし、ごみの搬入量が多く、ほぼ満杯状態となった5月9日から搬出作業も実施しています。受入期間は、6月の最終日曜日までを予定しております。搬入に際しましては、集積されたごみの飛散を防ぐとともに、国の基準に伴い分別を行い、ごみの種類ごとのリサイクル処理を進めています。

次に、道路、橋梁等についてであります。道路、橋梁等については、応急修理を実施の上、全て通行に支障がないように回復しています。公共下水道及び農業集落排水は、一部破損が発生しましたが、応急処理等を行い、現在、正常にしている状況にあります。今後、さらなる安全確認のため、管渠内のカメラ調査等を実施する予定であります。

公園は、菊陽杉並木公園の管理センターのホール天井が破損し、現在もホール使用は禁止しております。また、各公園等では、一部の公園に舗装の段差及び門柱損壊等の被害があっていましたが、応急処理、撤去等により安全確保を行い、公園の使用制限は行っておりません。

続いて、農業関係についてであります。農業関係では、農業用水路等に被害が発生し、上井手では大津町内において十数か所で落石、護岸崩壊により水路断面を阻害及び閉塞しております。さらに、流木、土砂が頭首工に堆積しており、結果として通水できない状況となっています。大菊土地改良区による復旧工事は、本年度中は水止めを行い、年度内に復旧工事が完了するよう進められています。このため、上井手の受益地では本年度は水稻の作付けができない状態になっていますので、その間農家の方々が営農できるような政策の創設を、大津町、大菊土地改良区と連携して国や県に働きかけているところでありまふ。

白水地区の用水では、深迫ダムには被害はなかったものの、通水用の管が数か所破損しております。なお、全受益地の調査が完了していないため、今後も破損箇所が増加することも考えられます。また、深迫ダムに用水を供給している大切畑ダム、西原村にございますが、その大

切畑ダムが甚大な被害を受けており、深迫ダムへの用水供給ができない状況であります。大切畑ダムの復旧の見通しは立っておらず、また送水管も被害を受けていると想定されています。本年度の白水地区の用水は、昨年に深迫ダムにためておいた水で辛うじて供給できる見込みですが、来年からの用水の供給はできなくなるとも考えられます。復旧工事には数年かかると見込まれるため、その期間は白水地区の用水確保のために井戸ポンプ等による用水確保の措置を災害復旧事業として採択していただくよう、隣接町村や農業団体と連携して国、県に対する要望活動を続けているところであります。

また、菊陽町のカントリーエレベーターも甚大な被害を受けて、現在、使用不能となっております。カントリーエレベーターの復旧は、現在の営農環境に合わせた改修、整備計画を検討しており、そのために必要となる復旧費用や、創造的な改良復旧事業として既存施設の取り壊し費用及び建て替え費用を災害復旧事業として認定されるよう、関係農業団体と連携して強く要望しているところであります。

続いて、町内の商工業関係について説明をいたします。

町内企業や事業所においても建物や設備に被害が発生しており、営業を停止されている事業所もありましたが、各社とも鋭意復旧作業に取り組まれ、応急処置等によりほとんどの事業所で営業が再開されています。また、私が政府予算要望で上京していた5月31日に、被災された中小企業者向けのグループ補助金制度による事業支援が閣議決定されたところであります。町内の事業所にあってもこのような助成が受けられるよう、銀行、商工団体と連携して支援をすることとしています。

次に、保育所などの児童福祉関連施設、障害者関連施設、介護、老人施設、医療機関等でも被害に遭われていますが、応急処置等によりおおむね活動を再開されています。

教育関係では、4月14日の前震により、各小・中学校は15日から休校といたしました。また、各学校とも被害が発生しており、16日の本震後に設計コンサルタントによる校舎及び体育館等の安全点検、また教職員による学校施設及び通学路の安全点検を行い、応急工事完了の4月26日から学校を再開しています。校舎や体育館等の復旧工事は、6月から2月にかけて実施することとしています。

中央公民館は、各室ガラスが破損し、内部壁等にも亀裂があり、危険な状態のために使用を中止しています。また、町民体育館も、つり下げ天井部の一部崩落及びバスケットゴールの落下の危険のほか、内部損傷が激しいため使用中止としています。両施設とも、文部科学省による被災度区分判定調査による新築復旧または補修復旧の判別を依頼し、復旧作業を進めていくこととしています。

図書館ホールは、舞台天井裏のつり物用の基礎土台の破損、舞台機構設備の破損、客席天井の亀裂等の損壊があつています。現在は臨時休館中であり、復旧工事には二、三か月を要する見込みであります。

最後に、役場庁舎について申し上げます。

役場庁舎は、この議場にも被害があっていますが、壁等のクラック、ガラスや天井の損壊などの被害が発生しています。また、本震発生後は役場庁舎も停電となりましたので、非常用電源を稼働させ、対応いたしました。復旧については、応急的な修繕や危険箇所撤去を行い、16日中には使用を開始しています。今後の修理は、災害対策本部や通常業務に影響がないように進めております。なお、電算システムは、震災直後に正常に稼働していることを確認いたしました。

以上、熊本地震による被害と復旧等の状況について御説明をいたしました。

続いて、今回の熊本地震で被災されました方々に対する支援について申し上げます。

一つは、住宅関係についてであります。これまで、町営住宅の提供、県営住宅、公務員住宅のあっせん等を行ってまいりました。現在は、住宅が全壊、大規模半壊、半壊された方々に対して住宅についての相談を行っています。内容は、被災住宅の応急処理、みなし仮設住宅制度、損壊家屋の解体撤去、仮設住宅の入居等の相談を行っています。また、被災者生活再建支援制度について紹介し、今後の生活再建への手助けを行っています。今後は、光の森多目的広場に20戸の仮設住宅の建設を進め、住まいに困られている方々への一時的な住居の確保を行っていくところであります。

2つ目は、見舞金、義援金についてであります。災害見舞金については、今回の地震に伴い条例を改正し、住家や非住家が半壊以上の被害を受けられた方へ見舞金を交付するものであります。義援金は、5月末までに本町の義援金口座に振り込まれた金額は、県からの1次配分金を含めて1,500万円程度となっています。今後の配分については、6月中旬に予定されている熊本県からの第2次配分の金額を見て検討し、菊陽町災害義援金配分委員会を設置し、被災者に配分することとしています。

本町では、本年2月21日に、菊池地域に震度6強の地震を想定した災害対策本部の運営を中心とした訓練を実施しております。参加者は、役場の災害対策本部員、警察、消防団、水道企業団、自衛隊、災害ボランティア等をはじめ町民の方にも参加いただき、約600名の方による訓練でありました。この訓練は今回の熊本地震の対応に生かされたところでありますが、災害発生時の対応をまとめた地域防災計画については、菊陽町防災計画に定める協力機関等と協働して今回の熊本地震に伴う検証を行い、地域防災計画の見直しを行うこととしているところであります。

これから梅雨の時期を迎え、震災後の白川流域の大雨による影響も心配するところであります。このことについては、国土交通省や県からの情報提供及び確実な震災復旧対策を進めていただくよう要望するとともに、菊陽町内に被害がないような体制を早急に整備する必要があると考えています。

地震発生から1か月半以上を経過してもいまだ余震は続き、町民生活や産業活動などに影響を与えております。このような中で、現在の避難や復旧のための業務を着実に進めながら、あわせて町の復旧・復興を力強く進める必要があります。安全で安心できる生活を回復し、震災

前の生活や企業活動の取り戻し、加えて、一步進んで将来につながる復興をしなければなりません。そのためには、国、県、その他各方面の機関、団体等と折衝を重ね、交渉を進めているところであります。

また、災害復旧・復興の事業についても町の負担は発生します。この負担が大きくなると、地方債として後年度に町の財政を圧迫いたします。また、多くの事業所が被災し、町税収入が減少することも考えなくてはなりません。このようなことから、東日本大震災のときのような特別措置法の制定をはじめとして、地元自治体の負担がないように関係町村は県と一緒に国に訴え、地方の財政負担を軽減されるよう強力に要望しているところであります。

また、東日本大震災の後に制定された大規模震災からの復興に関する法律に定めています災害復旧・復興計画について、計画の策定に向けた事務局を設置したところであります。今後、防災や危機管理の専門家の意見をいただき、町民の方々、事業所、関係団体等の方々から防災、復旧・復興についての御意見をいただいて計画を策定していきます。この計画をもって国、県などの理解、協力をいただき、そして町民、議会の御理解、御協力をいただいて、町を挙げて復旧・復興に取り組んでいきたいと考えているところであります。

今後も、被災された方々の救済、支援を万全に進めるとともに、災害復旧・復興対策にスピード感を持って確実に進めることにより、もっと災害に強くて活力のある生活都市菊陽をつくっていくことを強く決意しております。今後とも議員各位の御理解、御協力をお願いいたします。行政報告とさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 町長提出承認第2号から諮問第1号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長提出承認第2号から諮問第1号までの12件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成28年第2回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は12件であります。内訳は、承認6件、議案3件、報告2件、諮問1件について御審議をお願いするものであります。

承認第2号から承認第7号までは、3月議会後に急を要する案件について、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分を行ったもの、平成28年熊本地震に伴う対応のため、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年5月6日付で専決処分を行

ったものについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

なお、今回の熊本地震関連の専決処分の承認を求める案件並びに補正予算の案件につきましては、現時点での熊本地震対策費であります。熊本地震の復旧・復興に向けた政府の補正予算の総額は7,780億円で、そのうち仮設住宅建設費や被災者生活支援金などを除く7,000億円はまだ使い方が決められていない熊本地震復旧等予備費となっておりまして、その使途は政府が閣議決定により決めていくことになります。ちょうど5月31日に、私が総務省、農水省へ要望活動を行った日に、第一弾の復興として中小企業対策費や観光対策費として1,023億円の閣議決定がされたところでありまして、あと5,977億円が今後政府の閣議決定により決まっていくということになります。このようなことから、現在、熊本県と共同して、政府に対して災害復旧・復興となる政策や制度の創設等を提案、要求し、地方の財政負担の軽減を政府に訴えてるところであります。それに応えて政府が新しい政策や補助制度を出すたびに、町としても専決予算あるいは補正予算を組むという臨機応変の対応が必要となりますので、その点も御理解をいただきたいと思います。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第2号は、専決処分の承認を求めることについて、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、菊陽町税条例等の一部を改正したもので、主な改正点は、法人税割の税率の改正、現行の軽自動車税を種別割に名称変更、軽自動車税に環境性能割の創設に合わせて課税標準、税率等を新設する改正などであります。

承認第3号は、専決処分の承認を求めることについて、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正したもので、主な改正点は、課税限度額及び保険税の減額の基準についての改正であります。

承認第4号は、専決処分の承認を求めることについて、菊陽町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、災害見舞金支給について、今回の地震で被災された方に、これまでの台風や火災等と同様に災害見舞金を交付するよう改正したものであります。

承認第5号は、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度菊陽町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から2億194万円を減額し、歳入歳出予算の総額を142億205万円と決めました。歳入の主なものは、町税を1億5,492万9,000円、地方消費税交付金を2億3,932万7,000円、地方交付税を1億8,540万6,000円増額し、県支出金を1億2,756万2,000円、繰入金を7億2,175万円減額しております。歳出の主なものは、衛生費を5,278万円、農林水産業費を1億4,080万5,000円減額しております。

承認第6号は、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

平成28年熊本地震に伴う災害復旧を行うもので、内容は、歳入歳出予算の総額に11億5,066万円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億5,066万円と決めました。歳入は、国庫支出金を4億7,744万6,000円、県支出金を1億4,811万4,000円、繰入金を1億円、町債を4億2,510万円増額しております。歳出は、民生費を2億2,776万8,000円、消防費を7,372万4,000円、災害復旧費を8億909万3,000円、予備費を4,007万5,000円増額しております。

承認第7号は、専決処分の承認を求めることについて、平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

熊本地震により損傷しました下水道施設の応急復旧並びに下水道管路内部の調査を行うために、下水道の災害関連予算を決めました。

内容は、資本的収入及び支出の予定額において、資本的収入予定額を8,000万円増額し、10億2,183万2,000円と定め、資本的支出予定額を8,000万円増額し、13億8,191万4,000円と定めております。

議案第32号は、平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

熊本地震による災害復旧費や、新年度に入って2か月余りしか経過していませんが、急を要するものが生じたので補正をお願いするものであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に4億6,312万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を148億1,378万1,000円と定めるものであります。歳入の主なものは、国庫支出金を1億2,126万9,000円、繰入金を1億5,000万円、町債を1億3,830万円増額し、歳出の主なものは、消防費を2億252万6,000円、災害復旧費を2億1,969万3,000円増額するものであります。

議案第33号は、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に118万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億6,620万5,000円と定めるものであります。歳入は国庫支出金を118万8,000円増額し、歳出は総務費を118万8,000円増額するものであります。

議案第34号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、町が寄附を受けました駅前地区、川久保地区及び南方地区の開発道路を新たに町道として認定するものであります。

報告第1号は、平成27年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてであります。

内容は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した平成27年度菊陽町一般会計予算の繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものであります。繰り越した事業は8事業で、総額は3億7,505万3,000円となります。

報告第2号は、平成27年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

内容は、区画整理事業の仮換地指定や県道熊本大津線車道内部の埋設物の移設手続等に時間

を要したために年度内に竣工が困難となったことなどから、汚水処理及び雨水処理に係る工事費について繰越しを行ったものであります。繰越額は3,317万7,000円で、財源は、交付金1,437万9,000円、地方債1,720万円、損益勘定留保資金159万8,000円であります。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

このたび、人権擁護委員のうち1名の方が、平成27年9月2日にやむを得ぬ理由で急遽不在となりました。新たに人権擁護委員候補者として、菊陽町大字原水1322番地13にお住まいの春野宗敏様を平成28年10月から新任として推薦するものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明は終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）**

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（酒井章彦君） おはようございます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第2号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものです。

経過を申しますと、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されました。これに伴って、菊陽町税条例等の一部を改正するものです。

主な内容につきましては、法人税割の税率の改正、現行の軽自動車税を種別割に名称変更、軽自動車税に環境性能割が創設されることに合わせて課税標準、税率等を新設する改正などがあります。

内容につきましては、2枚めくっていただきますと改正条文がございます。さらに、8枚めくっていただきますと参考資料の新旧対照表がございます。改正の内容が少しでも分かりやすいよう、改正の内容と施行期日をあわせて説明させていただきます。

改正には、関係法令等の条項の追加等に伴う改正などもありますので、主なものについて説明させていただきます。

では、新旧対照表を見ていただきたいと思います。

なお、施行期日につきましては、新旧対照表には記載がありませんので、説明のみということになります。

新旧対照表は、左側が現行で、右側が改正案ということになります。

まず、新旧対照表の 1 ページを御覧ください。第19条及び3 ページの第43条、それと 5 ページの第48条、それと 7 ページの第50条の改正につきましては、延滞金の計算期間から一定の期間、当初の申告書により納税があった日の翌日からその納税額を増加させる修正申告書の提出日または更正の通知をした日までの期間が控除されることとされたことにより、改正するものです。施行期日は29年 1 月 1 日です。

3 ページに戻っていただきたいと思います。34条の 4 は、法人税割の税率を9.7%から 6 % に引き下げるものでございます。施行日は平成29年 4 月 1 日です。

10ページをお願いいたします。第56条と第59条は、法律の改正に伴い、改正するものです。施行日は平成28年 4 月 1 日です。

11ページの第80条ですけれども、環境性能割の納税義務者について規定すること及び現行の軽自動車税を種別割に名称変更することなどの規定の整備でございます。環境性能割とは、平成29年 3 月までで自動車取得税が廃止され、かわりに平成29年 4 月から、50万円以上の新車、中古車の取得時に排出ガス基準、燃費基準に応じて課税されるものです。施行日は平成29年 4 月 1 日です。

第81条は、軽自動車税のみなす課税について規定するものでございます。施行日は平成29年 4 月 1 日です。

第81条の 3 から第81条の 8 までは、軽自動車税に環境性能割が創設されることに合わせて、その課税標準、税率、徴収の方法などについて規定するものでございます。施行日は平成29年 4 月 1 日です。

82条から第91条までは、現行の軽自動車税を種別割に名称変更することなどの規定の整備でございます。施行日は平成29年 4 月 1 日です。

続きまして、24ページをお願いいたします。附則15条の 2 から第15条の 6 の改正は、法規定の新設に合わせて、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収、減免、税率などの特例や徴収取扱費などについて規定するものでございます。当分の間、賦課徴収は県が行い、その事務を行うために要する費用を徴収取扱費として町が県に交付すること、また税率につきましても当分の間、1 %を0.5%、2 %を 1 %、3 %を 2 %にすることなどの規定の新設でございます。施行日は平成29年 4 月 1 日でございます。

第16条は、平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日までに新規取得し、平成28年度分に限られていた軽自動車税の種別割のグリーン化特例、いわゆる軽課と言われるものですが、その 1 年延長、グリーン化特例とは排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた環境負荷の少ないものについて軽自動車税の種別割を軽減するものです、また環境性能割の導入に伴いまして、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備でございます。施行日は平成29年 4 月 1 日です。

次に、別冊となっております第 2 条による改正菊陽町税条例等の一部を改正する条例（平成



26年菊陽町条例第9号)、附則第6条は、法改正に合わせて、現行の軽自動車税を種別割に名称変更するなどの規定の整備でございます。施行日は29年4月1日です。

続きまして、30ページをお願いいたします。第3条による改正菊陽町税条例等の一部を改正する条例(平成27年菊陽町条例第16号)は、法改正に合わせて、たばこ税に関する経過措置の規定の整備でございます。施行日は、一部を除いて平成28年4月1日となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(渡邊裕之君) 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 承認第2号専決処分の承認を求めることについてということで、参考資料の3ページですけれども、第34条の4に、法人税割の税率が100分の9.7から100分の6に引き下げられますが、かなり自治体の財源については影響があると思うんですけれども、それに対する国からの是正措置はどのようになされるのか、この点についてお尋ねをします。

○議長(渡邊裕之君) 税務課長。

○税務課長(酒井章彦君) お答えいたします。

その減収分については交付税措置が予定されております。

以上です。

○議長(渡邊裕之君) 小林久美子君。

○16番(小林久美子君) 交付税措置はどの程度予定されているのか、それと税率がこのように下がった場合はどの程度の影響があるのか、その点についてお尋ねします。

○議長(渡邊裕之君) 税務課長。

○税務課長(酒井章彦君) すいません、詳細についてはまだ届いておりませんし、現在に影響しますのが、30年分の申告からが特に法人税割の方の影響が出てきますので、本年度及び29年度については余りないものと考えております。

以上です。

○議長(渡邊裕之君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡邊裕之君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡邊裕之君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（酒井章彦君） 承認第3号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第3号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものであります。

経過を申しますと、地方税法施行令の一部を改正する政令が去る3月31日に公布されました。これに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

内容は、課税限度額及び保険税の減額の基準についての改正であります。

内容につきましては、2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

第2条の課税限度額の改正であります。これは、所得の多い世帯が影響してまいります。第2項の基礎課税額は「52万円」を「54万円」に、第3項の後期高齢者支援金等課税額は「17万円」を「19万円」に、課税限度額をそれぞれ引き上げるものです。

第23条の改正は、国民健康保険税の減額の基準の改正であります。収入の少ない世帯に対して軽減所得の基準を引き上げることにより、軽減の対象を広げるものです。第2号の5割軽減では、被保険者1人にかかる金額「26万円」を「26万5,000円」に、2ページ下の方の第3号の2割軽減では「47万円」を「48万円」に引き上げるものです。

前から3ページをお願いいたします。附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行し、28年度以降の年度分に適用し、27年度分までについてはなお従前の例によるとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第3号に反対討論を行います。

承認第3号専決処分の承認を求めることについてということですが、今説明にもありましたように、軽減の対象を広げることに賛成です。ただ、国保の条例で限度額が52万円が54万円に、後期高齢者支援金の分が17万円から19万円に上限が引き上がります。そうしますと、現在、限度額、後期高齢者合わせて69万円が73万円に上昇するということで、国保については非常に国保の負担が大きいということもありますので反対するものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

福祉課長、説明を求めます。

○福祉課長（西本一浩君） おはようございます。

承認第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

承認第4号、菊陽町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

条例改正の内容は、第1条に、天災地変または火災等の原因により被害を受けた場合に町が見舞金を支給するとしておりますが、このたびの平成28年熊本地震により多くの家屋が被災しました地震につきましても、災害見舞金の対象として明確にされておりました。このため、見舞金を支給する対象として、被災した住家または非住家が半壊以上の被害を受けられた方への地震見舞金を明確にし、新たに加えたものであります。また、非住家につきましても被害状況の確認が困難な場合も想定されますことから、火災、風水害を含め、見舞金の支給の対象を固定資産税の課税台帳に登載されている非住家と改めたものであります。

参考資料の新旧対照表で御説明申し上げます。

新旧対照表を御覧ください。

改正後の第2条第1号中の「評価基準に該当する」を「課税台帳に登載されている」とし、第3号として「地震見舞金は、住家又は非住家が全壊又は半壊した場合」を加え、現行第3号を第4号と改めております。

次に、第3条第3号として「地震見舞金、全壊、住家10万円、非住家5万円、半壊、住家5万円、非住家2万5,000円」を新たに設け、現行第3号を第4号と改め、同号中、「前条第3号該当のもの」を「前条第4号該当のもの」としております。

被災された方々の心情を察して、災害見舞金の速やかな支給を行うために、条例改正を平成28年5月6日に専決処分したものであります。

では続きまして、前から2枚めくっていただき、改正文を御覧ください。附則で、この条例は公布の日から施行し、前震発災がありました平成28年4月14日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第4号ですけれども、この地震見舞金というのは町独自の手当てなのだというふうに理解しましたけれども、それでいいのかどうかということと、災害救助法などでは店舗とかにはなかなか適用されないというところがありますが、非住家にはどういうところが含まれるのか、この2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） 御質問にお答えいたします。

この見舞金は町の単独かということでございましたけども、この見舞金につきましては町の単独の見舞金でございます。

それから、2番目の店舗等の見舞金はあるのかということでございましたけども、条例の方に菊陽町に居住する者ということで、個人を見舞いの対象の世帯と考えておりますので、例えば法人等の場合の店舗等は考えてございません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、非住家というのは農家の納屋とかそういうのを指すのか、どういうところを指すのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） 非住家とは、ただいまおっしゃられました農家の納屋とか、個人が持つておられます住家以外の家屋ということになります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません、先ほどの、法人とかではなくて、例えば個人が自営をして、家もあって隣にお店を出してるという場合は非住家になるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） 個人がされている、隣に店舗を構えてられる場合には対象となりますけれども、世帯に対しての見舞いになりますので、例えば住家も被害に遭われて店舗も被害に遭われたということであれば、住家に対しての見舞いということで世帯の方の見舞金といたすところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時4分

再開 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

承認第5号の専決処分の承認を求めることについては、平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

3月の定例会以降に確定しました地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などの歳入及び緊急を要する歳出などについて調整し、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ担当課長等がお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき1ページをお開きください。平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額から2億194万円を減額し、歳入歳出予算の総額を142億205万円と決めました。

第2条では繰越明許費の追加を第2表で、第3条では地方債の変更を第3表でそれぞれ定めています。

2ページをお開きください。2ページからは第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

7ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正の1の追加で、款の2総務費、項の1総務管理費の通知カード・個人番号カード交付事業を919万1,000円、菊陽町の宝物を活用した販わい創出事業を4,337万5,000円、菊陽プロダクツ「菊陽にんじん」ブランド確立推進事業を400万円、款の3民生費、項の1社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業を1億3,340万円追加しました。

8ページをお開きください。第3表の地方債補正の1、変更で、県営土地改良負担事業と防火水槽整備事業の2件について限度額の減額をするものです。合計しますと、14億4,150万円から50万円を減額し、平成27年度の地方債の限度額を14億4,100万円といたしました。

次の9ページからは補正予算に関する説明書になります。

10ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書で、1、総括の歳入を御覧ください。主なものでは、款の1町税を1億5,492万9,000円増額、款の6地方消費税交付金を2億3,932万7,000円増額、款の12地方交付税を1億8,540万6,000円増額、款の17県支出金を1億2,756万2,000円減額、款の20繰入金を7億2,175万円減額しております。歳入合計は、2億194万円を減額し、歳入総額を142億205万円といたしました。

下の11ページの歳出を御覧ください。主なものでは、款の4衛生費を5,278万円減額、款の6農林水産業費を1億4,080万5,000円減額しております。歳出合計も2億194万円を減額し、歳出総額を142億205万円といたしました。なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

12ページをお開きください。次に、2の歳入ですが、補正額の大きなものを中心に御説明いたします。

款の1町税、項の1町民税、目の2法人は8,165万8,000円増額、項の2固定資産税、目の1固定資産税は4,057万2,000円増額、項の4町たばこ税、目の1町たばこ税は3,269万9,000円増額しております。

下の13ページを御覧ください。款の2 地方譲与税から16ページの款の13交通安全対策特別交付金までの各種交付金等は、確定額に合わせて増減をしております。このうち、15ページをお開きください、款の6 地方消費税交付金は2億3,932万7,000円増額し、合計が7億2,984万9,000円となりました。

次に、16ページをお開きください。款の12地方交付税は、特別交付税を1億8,540万6,000円増額しました。これにより、特別交付税と普通交付税を合わせた地方交付税の総額は7億8,217万1,000円となりました。

17ページを御覧ください。款の16国庫支出金は、19ページにかけて、項の1 国庫負担金、項の2 国庫補助金、項の3 国庫委託金をそれぞれ記載のとおり増減しています。このうち、項の2 国庫補助金、目の1 総務費国庫補助金、節区分の5 地方創生交付金は、地方創生加速化交付金について国の交付決定がありましたので、4,737万5,000円増額しております。

19ページをお開きください。款の17県支出金も、22ページにかけて、項の1 県負担金、項の2 県補助金、項の3 県委託金をそれぞれ記載のとおり増減しております。このうち、20ページをお開きください、項の2 県補助金、目の4 農林水産業費県補助金、節区分の3 農業振興費補助金、説明欄の一番下で担い手確保・経営強化支援事業補助金につきましては、国の補正予算のTPP対策関連事業ですが、補助対象とならなかったため、1億2,297万9,000円全額を減額しております。

22ページをお開きください。款の18財産収入、項の2 財産売払収入、目の1 不動産売払収入は、第二土地区画整理地区の保留地処分金を1,679万6,000円増額しております。

下の23ページを御覧ください。款の20繰入金、項の2 基金繰入金は、目の1 の財政調整基金繰入金から目の10のスポーツ・文化振興基金繰入金までをそれぞれ減額し、補正額の計としましては7億2,175万円の減額で、基金繰入金の合計は2億3,400万円としております。

24ページをお開きください。款の22諸収入、項の5 雑入、目の4 雑入、節区分の2 臨時診療所診療収入は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がありませんでしたので、4,277万円全額を減額しております。

次に、款の23町債は、第2表の地方債の補正で説明しましたとおり、2件の事業について減額しております。

26ページをお開きください。ここからは3の歳出になります。歳出は、補正額が0円の箇所が多々ございますが、これは財源の入替えのみを行ったものでございますので、説明は省略させていただきます。

それでは、増減額の大きいものを中心に説明いたします。

款の2 総務費、項の1 総務管理費、目の1 一般管理費は、退職手当負担金を5,000万円減額しております。

目の20地方創生総合戦略費は、国からの地方創生加速化交付金を財源といたしました菊陽町の宝物を活用した賑わい創出事業として鼻ぐり井手を活用した事業や公共交通利用実態調査を

行うものと、菊陽プロダクツ「菊陽にんじん」ブランド確立推進事業を行うものであります。

少し飛びますが、31ページをお開きください。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の5臨時診療所費は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がありませんでしたので、4,277万円全額を減額しております。

33ページをお開きください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3の農業振興費の担い手確保・経営強化支援事業補助金につきましては、国の補正予算のTPP対策関連事業で25経営体に対する補助事業として予算計上しておりましたが、補助対象とならなかったため、1億2,297万9,000円を全額減額しております。

最後に、40ページをお開きください。款の14の予備費は、歳入歳出予算調整のため6万3,000円を増額し、予備費の計を5,608万5,000円としました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第5号ですけれども、今説明をいただきましたけれども、7ページの繰越明許費の補正で4項目上がっていますが、これは地方創生加速化交付金との関係があるのかどうか一つと、それから繰越明許にした理由、その2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 地方創生加速化交付金に関する事業につきましては、7ページにございます2行目の菊陽町の宝物を活用した賑わい創出事業と3行目の菊陽プロダクツ「菊陽にんじん」ブランド確立推進事業についてが地方創生の加速化交付金の事業になります。それから、ほかの2事業になりますけれども、一番上の通知カード・個人番号カード交付事業につきましては、マイナンバーカードの発行業務、こちらの方を地方公共団体情報システム機構に事務委任をしておりますが、全国的に発行業務が遅れてるということからこれは繰り越されるものになります。それと、一番下の4行目の介護基盤緊急整備特別対策事業は地域密着型特別養護老人ホームの整備費に係る補助金で、こちらにつきましては今から建設がされるということで繰越しになっているものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 今のに関連して、26ページの節区分19負担金、補助及び交付金の補助金の「菊陽にんじん」ブランド確立推進事業補助金では具体的にどのような事業をなされるのか、御説明をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） お答えします。

この事業は、先ほど財政課長が申しましたとおり、地方創生加速化交付金事業の中で採択されたものでございます。予算的には、1月の半ばに国の補正予算が通りまして、町が2月の半ばに申請をして、3月18日だったと思いますが、内示をいただきまして、3月の終わりに交付決定が来たということで、これは当然繰越しを見越した事業でございました。その中の菊陽プロダクツ「菊陽にんじん」ブランド確立事業400万円ということでございますが、菊陽町にはもともとにんじん焼酎酔紅というのがございまして、今は品が切れております。これをもう一度できないかということで、にんじん焼酎を活用したいというところでございます。この活用するに当たりましては、地方創生の中で先駆性、それから地域間連携、官民との連携、それから市町村間の連携、いろんなハードルが高いものがありましたけれども、何とか国の方に認められまして採択を受けた事業でございます。ですから、官民連携ということでさまざまな民間の方と連携をしながらということになってくるかと思えます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第11 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第1号））**

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） 承認第6号の専決処分の承認を求めることにつきましては、平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

熊本地震に伴います災害復旧関係の予算が緊急に必要となりましたので、5月6日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

まず、2枚めくっていただき1ページをお開きください。平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第1号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に11億5,066万円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億5,066万円と定めました。

第2条では、地方債の追加を第2表で定めております。

次の2ページ、3ページを御覧ください。こちらは第1表の歳入歳出予算補正ですが、内容につきましては5ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

4ページをお開きください。第2表の地方債補正の1、追加で、県災害援護資金貸付金、補助災害復旧事業、一般単独災害復旧事業、地方公営企業等災害復旧事業の災害関連事業4件について追加するものです。合計しますと4億2,510万円を増額し、平成28年度の地方債の限度額を15億5,600万円といたしました。

次の5ページからは補正予算に関する説明書になります。

6ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書です。まず、1、総括の歳入になります。款の16国庫支出金を4億7,744万6,000円増額、款の17県支出金を1億4,811万4,000円増額、款の20繰入金金を1億円増額、款の23町債を4億2,510万円増額しております。

以上、歳入合計は補正額として11億5,066万円の増額となり、総額は143億5,066万円となります。

下の7ページを御覧ください。歳出になります。款の3民生費を2億2,776万8,000円増額、款の9消防費を7,372万4,000円増額、款の11災害復旧費を8億909万3,000円増額、款の14予備費を4,007万5,000円増額しております。

以上、歳出合計も補正額として11億5,066万円の増額となり、総額は143億5,066万円としています。なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

8ページをお開きください。次は、2の歳入です。款の16国庫支出金、項の1国庫負担金、目の3教育費国庫負担金は、小学校、中学校施設の災害復旧費負担金を4億4,244万6,000円計上しております。

項の2国庫補助金、目の9災害復旧費国庫補助金は、災害等廃棄物処理事業費補助金を3,500万円計上しております。

款の17県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金は、被災住宅応急修理負担金を1億3,996万8,000円、災害救助費負担金を814万6,000円計上しております。

下の9ページを御覧ください。款の20繰入金は、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金を1億円増額し、財政調整基金繰入金の計を5億2,000万円としております。

款の23の町債は、次の10ページにかけて、第2表の地方債の補正で説明しましたとおり、4件の事業について計上しております。

11ページをお開きください。次は、3の歳出です。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の

1 社会福祉総務費は、被災住宅応急修理補助金を1億3,996万8,000円、災害見舞金を1,600万円、災害援護資金貸付金を7,180万円計上しております。

12ページをお開きください。款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費は、災害ごみ処理手数料を5,000万円、損壊家屋の解体撤去補助金を2,000万円計上しております。

下の13ページを御覧ください。款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は、農業集落排水の下水道事業補助金を600万円計上しております。

項の2公共土木施設災害復旧費、目の1公共土木災害復旧費は、町道の応急修繕費や町営住宅の修繕費で3,000万円、公共下水道事業補助金を7,400万円計上しております。

14ページをお開きください。項の3厚生労働施設災害復旧費、目の1民生施設災害復旧費は、学童保育施設等の修繕費を286万1,000円、福祉支援センター等の災害復旧工事費を230万円計上しております。

項の4文教施設災害復旧費、目の1公立学校施設災害復旧費は、小・中学校の災害復旧費として設計・監理委託料を6,969万円、災害復旧工事費を5億9,398万円計上しております。

目の2社会教育施設災害復旧費は、図書館ホールの施設修繕費を908万円計上しております。

下の15ページを御覧ください。項の5その他公共施設・公用施設災害復旧費、目の1公共施設災害復旧費は、西部町民センターと三里木町民センターの施設修繕費を250万円計上しております。

目の2公用施設災害復旧費は、役場庁舎等の応急修理費を342万2,000円、役場庁舎の被災状況調査委託料600万円を計上しております。

16ページをお開きください。款の14予備費は、4,007万5,000円を増額し、計を7,889万1,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 承認第6号で、今説明を受けましたけれども、被災住宅の応急修理負担金についてどういうふうな流れになっているのかというのが一つと、それから被災住宅の復旧事業などはかなりいろいろお金が要るかと思うんですけれども、実際、国の災害救助法や被災者生活再建支援法の支援制度の対象とならない半壊とか、及び一部損壊というのが非常に問題になってくると思うんですけれども、玉名市などはそういうところに補助金を出すというふうに聞いてますが、半壊とかはどういうふうに検討されているのかということと、ここで聞いていいのか次の補正なのかよく分からないんですけれども、例えば町営住宅の補修とか修繕とかという費用もありましたけれども、住宅については、先ほどの行政報告では町長から仮設住

宅20戸の建設ということでしたけれども、そのほかの町営住宅も3戸ほどしかあいてないとは聞いていましたが、住宅の関係ではどのような対応をされているのか、それは今後の課題なのかと思いますけれども、現時点で分かる点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） 1点目は、応急住宅の修理の流れということでございますか。

今、役場の2階の方で相談窓口を設置いたしておりますけれども、応急修理につきましては、大規模半壊、それから半壊の被災に遭われた方につきまして、まず役場の方に応急修理の申し込みをしていただきまして、それにつきまして、あと今度は役場の方から業者さんの方に見積書の提出の依頼をいたします。そして、応急修理の該当といたしまして屋根、外壁、基礎等の基本部分が応急修理の対象の部分になりますので、その内容を確認いたしまして、限度額が57万6,000円ですので、それ以上の部分については個人の負担になるということで確認をいたしまして、その後工事をしていただきまして、それから完了報告をして業者の方に応急修理の修理代の方を支払うというような流れになっております。

半壊に対する助成ということでしたですかね。

（16番小林久美子君「はい」の声あり）

半壊。

（16番小林久美子君「はい」の声あり）

半壊の被災の方につきましては、今御質問いただきました応急住宅の修理の補助ということになります。しかし、半壊の方で、仮に被害が大きくてやむを得ず住宅の方を取り壊さなくてはいけなくなられた方につきましては、被災者住宅支援制度を活用することとなります。

あと、半壊と一部損壊の方への町としての検討をしてるかということでございましたか  
ね。

（16番小林久美子君「それはいいです、まだ。住宅について、仮設とかそういうのについてどの程度考えているか」の声あり）

今、相談窓口の方で、住宅の修理、それから民間賃貸住宅、いわゆるみなし仮設住宅、それから仮設住宅が今建設中でございますけれども、そういった修理、みなし仮設の相談を行いまして、みなし仮設の方であれば不動産業界さんの方に窓口がございますので、そちらの方に相談いただくように町の方で御紹介をしているような状況でございまして、その分の住宅の確保がさらに困難になっている方につきまして、一時的な住居の確保として現在仮設住宅の建設をしているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 大規模半壊と全壊で住居の、資料によりますと、菊陽町は5月24日現在で全壊が13、大規模半壊が52棟ということで、半壊の232棟の中にもなかなか住めないというところもあるのではないかとこのように思いますが、今、見通しとして仮設20戸とみなし仮

設住宅、また町営住宅等で一応対応できるのか、それともまだ全然足りないのか、そのところはどうなんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 福祉課長。

○福祉課長（西本一浩君） 全壊、それから大規模半壊の方につきましては、役場の相談窓口の方で住居に関する調査をいたしております、その際にみなし仮設等で対応されたり、それからしばらくは再建されるまで親戚のところにおられたりというような、住宅の確保をされておきながら住宅の方がみなし仮設の方を希望されるというようなところが、全壊、大規模半壊のところでは今の聞き取る中では12件ございまして、あと半壊の方につきましても同じように今回、半壊の方も取り壊さざるを得なくなった方についてはみなし仮設、それから仮設住宅の入居も可能となっておりますので、その方に、半壊の方に聞き取りをいたしまして、現在の意向ですと26件の方が仮設住宅の入居を希望されておりますけれども、まだ半壊の方につきましてはどういう住宅再建の方法をとるかということで皆さん迷われている状況でございます。そういう中で、仮設住宅の20戸が不足するような場合には2次要望として県の方にさらに要望していくということで考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 14ページですが、公立学校の施設の災害復旧費6億6,000万円ちょっとが計上されておりますけど、ほとんど国庫から支出されるものというふうに私は理解しておりますが、ただ各学校、耐震強化の工事がほぼ終わって、さらにその後天井についても耐震補強がされたという状況で、なおかつ災害をこうむってる。前震が震度5強ですか、引き続いて6弱が来たという今までなかったような状況の中で出たことだと思いますけれども、私の情報からすると、ほとんど天井の崩落とかそういう部分が多かったように聞いておりますが、どういふ部分が被災したのか、簡単に結構ですのでお知らせいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えします。

体育館の非構造部材の天井とかバスケットゴール、そういう関係は耐震で天井はもう撤去しておりましたので、体育館に関しての被災につきましては柱とか壁のクラックが主です。それと、北小学校におきましては体育館の外壁が崩落したと、内壁も落ちておりますけれども。それから、校舎等につきましても柱、はりのクラックが大分入っております。それから、校舎と渡り廊下とかを結びますつなぎ目、そこにエキスパンジョイントというのがありますけれども、これがほとんど破損しておるという状況でございます。構造上、重大な損傷とか、そういうのはありませんで、補修で対応できるという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質問ありませんか。

吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 地震発生以来、私にもたくさんの町民の方からの御連絡があります。その中で一番多かったのは、役場職員の方々の御苦勞にねぎらいの言葉をかけられる方々がほとんどでございまして、地震復興に向けてたくさんの方々が今取り組んでおられます。そういった中で、災害ごみのお話ですが、一生懸命お仕事をされて、やっと自分のところのごみを出せるというときになって、今、菊陽町では、ごみとか瓦とかコンクリート片だとか、そういったところは6月末まででしたか、ごみを出せるということでありましたけども、大型ごみ、テレビだとかたんすだとか、そういったところを最後に1回だけ出せるようにしていただけないだろうかという御連絡がございます。地震発生以来、余震が怖くて菊陽の地を離れた方も結構いらっしゃるようでございまして、1か月近くたってやっと菊陽に帰ってきて、さあ今から片づけようというときに持っていく場がないという御連絡もいただいております。保険業だとか建設土木の方々以外でも、ほぼ休まず仕事をされて、やっとこれからというときにそういったところでごみの持っていくところがないというところで、もう一度そのようなサービスをやっていただけないだろうかという御案内がありますので、そういったところをどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 災害ごみにつきましては、し尿処理場跡地、それから「さんふれあ」の西側駐車場空き地ということで、2か所を展開して1か月半取り組んでまいったわけでありますけども、かなりのごみの搬入がありました。ごみの搬出総量を申し上げますと、実に4,500トン余りのごみが搬入されております。これは、昨年の15号台風時の約10倍近い量であります。当然、処分費もかかるわけであります。その間、かなり多くの人手を必要としまして、皆さんに頑張ってもらったわけであります。先月5月いっぱいでは大方ごみの搬入が終わったかなという状況ではありましたが、御案内のように、瓦等のまだ修復がされてないところが多々ございます。そういったもので、コンクリートブロックや瓦関係につきましては今月でまたお受けすることにいたしました。

また、今申されました家電品につきましては、非常に処理が困難なごみでございます。当然、費用もかかります。そういったニーズが今後もまたあるようであれば、これについては対策本部とも検討をさせていただきたいというふうに思います。そういった状況でありますので、できれば家電ごみについてはリサイクル法に基づいた処理というものもありますので、それが基本でございますので、それを御利用いただきたいということ、ただそういった震災関係でまだごみの片づけが終わってないというふうな状況、ニーズがあるようであれば、それは対策本部でまた検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号））

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、承認第7号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 承認第7号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

承認第7号の専決処分の承認を求めることについては、平成28年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

このたびの熊本地震により大きな損傷を受けました下水道施設の復旧を行うための緊急予算を調製し、5月6日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものでございます。

それでは、2枚めくっていただきまして1ページをお開きください。詳細につきましては、この後の補正予算実施計画で御説明をさせていただきます。

まず、第2条、資本的収入及び支出の補正につきましては、議決予定額を次のとおり補正いたしました。第1款資本的収入を8,000万円増額し、10億2,183万2,000円としております。

それから、支出につきましても8,000万円増額し、13億8,191万4,000円としております。

続きまして、2ページの第3条、他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を8,000万円増額し、2億7,636万円に改めております。

次に、4ページの補正予算実施計画をお開きください。ここからは附属書類になります。

まず、資本的収入の款の1資本的収入、項の4補助金、目の3他会計補助金は、災害復旧事業としての一般会計繰入金8,000万円を増額し、1億3,226万9,000円としております。

以上、収入合計は、8,000万円増額し、10億2,183万2,000円といたしました。

次の5ページの支出ですが、款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の3災害復旧費は、まず3か所ございます汚水中継ポンプ場、それと白水浄化センターの建物の診断調査業務や下

水管路のテレビカメラ調査業務の委託費3,200万円、そして町道、県道などの下水道管路部の舗装修繕や菊陽汚水中継ポンプ場、セミコン汚水中継ポンプ場の敷地の地盤沈下修復工事、そして5か所のマンホールポンプの制御装置基礎部分の修繕工事など工事請負費として4,800万円、合計8,000万円を補正予算額といたしました。

なお、今回の地震で多くの修復箇所が発生しておりますが、現在のところ、施設のふぐあいによる下水道機能の停止箇所はございません。しかしながら、次に大きな余震があると、マンホールポンプの制御盤が倒れたり、亀裂が生じております管路からの汚水が漏水し、道路の下水管路の堀山が陥没するなどの事態が発生する可能性があります。そういうことで、復旧工事を急ぐものでございます。

以上、支出合計は、8,000万円増額し、13億8,191万4,000円といたしました。

次の6ページが予定キャッシュフロー計算書でございます。また、8ページ、9ページには28年度末のバランスシート、予定貸借対照表ですね、それと10ページにはこちらの注記を掲載しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第7号は原案のとおり承認されることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第32号 平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、議案第32号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） 議案第32号平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

熊本地震に伴います災害復旧関係の予算などで急を要するものが生じたので、補正をお



願いするものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき1ページをお開きください。平成28年度菊陽町一般会計補正予算（第2号）は、第1条で歳入歳出予算の総額に4億6,312万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を148億1,378万1,000円と定めるものです。

第2条では、地方債の変更を第2表で定めています。

2ページをお開きください。2ページからは第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は7ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

5ページをお開きください。第2表の地方債補正の1、変更で、補助災害復旧事業と一般単独災害復旧事業の災害関連事業2件について限度額を増額するものです。合計しますと1億3,830万円を増額し、平成28年度の地方債の限度額を16億9,430万円といたしました。

8ページをお開きください。補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で、1、総括の歳入です。主な補正額を申し上げますと、款の16国庫支出金を1億2,126万9,000円増額、款の17県支出金を5,115万2,000円増額、款の20繰入金を1億5,000万円増額、款の23町債を1億3,830万円増額しています。歳入合計は、補正額として4億6,312万1,000円を増額し、総額を148億1,378万1,000円としております。

下の9ページは歳出になります。主な補正額を申し上げますと、款の9消防費を2億252万6,000円増額、款の11災害復旧費を2億1,969万3,000円増額、款の14予備費を2,953万6,000円増額しています。歳出合計も、補正額として4億6,312万1,000円を増額し、総額は148億1,378万1,000円となります。なお、財源の内訳は記載のとおりでございます。

10ページをお開きください。次は、2の歳入です。款の16国庫支出金、項の1国庫負担金、目の4土木費国庫負担金は、道路災害復旧費負担金を1,791万3,000円計上しております。項の2国庫補助金、目の9災害復旧費国庫補助金は、節区分の3衛生災害復旧費補助金で災害等廃棄物処理事業費補助金を7,500万円増額しています。また、節区分4農林水産業災害復旧費補助金で農地と農業用施設の災害復旧費補助金を2,455万円計上しております。

下の11ページを御覧ください。款の17県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金は、災害救助費負担金を5,110万2,000円増額しております。

款の20繰入金、項の2基金繰入金は、財政調整基金を1億5,000万円増額し、計を6億7,000万円としております。

12ページをお開きください。款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入は、節区分4のその他の雑入で財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を240万円計上しております。

款の23町債、項の10災害復旧債は、第2表の地方債の補正で説明しました災害関連事業2件について1億3,830万円増額しております。

下の13ページを御覧ください。次は、3の歳出になります。款の2総務費、項の1総務管理

費、目の12自治振興費は、コミュニティ助成事業補助金を240万円計上しております。これは地区公民館に対するもので、財源は全て財団法人自治総合センターの助成金です。

15ページをお開きください。款の8土木費、項の3都市計画費、目の1都市計画総務費は、耐震診断・改修助成金を592万8,000円増額しております。

16ページをお開きください。款の9消防費、項の1消防費、目の4防災管理費は、災害対策本部や避難所関係予算を計上し、節区分19負担金、補助及び交付金で損壊家屋解体撤去補助金を1億5,000万円増額しております。

18ページをお開きください。款の11災害復旧費、項の1農林水産業施設災害復旧費、目の1農林災害復旧費は、農地や農業施設関係の災害復旧費を7,800万円増額しております。

項の2公共土木施設災害復旧費、目の1公共土木災害復旧費は、道路や公園関係の災害復旧費を4,326万3,000円増額しております。

下の19ページを御覧ください。項の3厚生労働施設災害復旧費、目の1民生施設災害復旧費は、東部町民センターや保育園関係の災害復旧費を1,928万9,000円増額しています。

項の4文教施設災害復旧費、目の2社会教育施設災害復旧費は、図書館ホールなどの災害復旧費を1,879万5,000円増額しております。

20ページをお開きください。項の5その他公共施設・公用施設災害復旧費、目の1公共施設災害復旧費は、光の森町民センターと地区公民館の災害復旧費を2,663万5,000円増額しております。

目の2公用施設災害復旧費は、役場庁舎関係と消防施設関係の災害復旧費を3,254万1,000円増額しております。

下の21ページを御覧ください。款の14予備費は、2,953万6,000円増額し、計を1億842万7,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第32号の一般会計補正予算について幾つか質問をさせていただきます。

今回の6月議会は1日のみで一般質問ありませんので、少し私が災害のときに気になったことを何点か質問させていただきます。

最初に、職員の方が昼夜問わず避難所の運営とか非常に御苦労されたことに感謝を申し上げます。

それで、避難所のことについてですが、16ページに防災管理費の中で避難所の運営委託料とかも入っていますけれども、一つは、今回の災害で一番特徴的だったのは、余震が長く続き、

なかなか家に帰るのが不安だった人が避難所はかなり殺到したということが一番大変だったのではないかというふうに思っていて、多い避難所がキャロピアとか武蔵ヶ丘小学校の体育館とか、非常に多かったというふうに思います。私の近所も、三里木町民センターではなくてキャロピアの方に行かれて、新しいということもあり、避難の拠点ということもあって行かれてる方が非常に目立ったかなというふうに思います。職員の体制は、いつも言いますけれども、非正規の方が多いで体制が非常に大変だったのではないかということが一つどうだったのかということと、あとこの前説明いただきました避難所と避難者数の中で車中泊が3,510人計上されていますが、それよりもかなり町全体では多かったと思いますけれども、それは今回把握ができなかったのかということが2つ目です。

あと、3つ目なんですけれど、福祉避難所は、私は老人福祉センターというふうに、位置づけかなというふうに思っていたんですが、実際はきららの方に3名受け入れて、あとはポータブルトイレとか簡易のベッドとかで対応したということでしたけれども、福祉避難所の運営はどうだったのか、今後のことはまた次の機会になると思いますけれども、福祉避難所としてはどういうふうに対応されたのか。

それから、内閣府からの避難所の環境整備が4月、5月と通達が何回も出されていると思いますけれども、食事等はどのように対応されたのか。

それからあと、避難所の町が指定してるところと、今後、地区の公民館とかで自主的な防災組織をつくっているところの避難とかあったというふうに思いますけれども、今日は時間の関係もあってそこまでなかなか詳細には言えないと思いますが、非常に私は身近なところでの避難というのが大事だというふうに思いますので、こういうのはどういうふうに位置づけられているのか。主に、避難所の運営ないしは福祉避難所とかの受入れ、車中泊の取扱いなどに絞って、この点について質問をさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） 幾つかございましたけれども、まず避難所での職員の対応ですけれども、職員につきましては、臨時職員ではなく正規職員で夜の方は全て対応いたしております。

それと、車中泊ですけれども、車中泊の方につきましては、避難所近くの車の数は毎日点検しております、その数は計上しておるとかなんですけれども、例えば大型商業施設ですか、そういうところにも大分いらっしゃいまして、そういう方の避難者数につきましては把握できなかったというような現状はございますけれども、1万人以上の方は16日避難されてたのではないかというふうに思っております。

それと、避難所の環境についてですけれども、食事等につきましては自衛隊の炊き出しによりまして、ボランティアの皆さん、それと婦人会の皆さんのお手伝いをいただきながらおにぎり、それと救援物資で参っておりましたパンの方を配布しながら対応していております。そのほかにも避難所にはいろんなボランティアの方から炊き出し等が参っておりまして、食事環境についてはいろんなものが提供されていったのではないかというふうに思っております。そ

れと、プライバシー等の環境につきましては、避難所の状況を見てみますと、そういうことを希望されるというような状況は余り見当たらず、避難所の中でいろんなコミュニティもできておりまして、そういった形で対応されていったというふうな状況でございます。

それと、地区公民館ですけれども、おっしゃられましたように公民館の方での避難というのは大変有意義に活用できておったかというふうに思いますので、公民館に対するいろんな支援物資の方も配給もしておりますけれども、こういった地域での災害時の活動というふうなのは重要でございますので、その辺は今後もしっかりサポートできるような仕組みづくりが必要じゃないかというふうに思っております。

以上であります。

○議長（渡邊裕之君） 福祉生活部長。

○福祉生活部長（佐藤清孝君） 福祉避難所について申し上げます。

福祉避難所の方につきましては、ふれあい交流とキャロピアの西側の部分、それから老人福祉センターというふうに考えておったわけですが、これが中学校の体育館が避難できないとか、いろんな学校施設が入れないということで、そういう施設も1次避難としてあけたわけですが、その途中で体のぐあいの悪い方とか高齢者の方とかありまして、福祉避難所の場所を確保しようということで指定をしたわけなんですけれども、中におられる方が移動できないと、フロア中たくさんおられてですね。そういう状況がございまして、特にそういう中で必要な方については、第2福祉避難所として民間施設の方にお二人移動していただいたということでございます。その後、避難者が少なくなってくれば、中で移動していただいてお部屋を確保したというふうに行っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、説明をいただきましたけれども、この前菊陽町のまとめた熊本地震の避難所及び避難者数で全体が8,000ということで……

（「議長、一般質問じゃないんで、予算に関する質疑にしてくださいんですけども。質疑の意味が違うんじゃないかと」の声あり）

分かりました。そしたら、いいですか。

○議長（渡邊裕之君） じゃ、予算に関することのみでお願いいたします。

○16番（小林久美子君） 予算に関する中で、どれだけの方が避難されて被害を受けてたかというのは土台の問題なので、それは非常に大事なところだというふうに思います。それで、今、避難者数等は吉野部長の方からは大体車中泊も含めて1万人ぐらいということで、この前いただいた資料が8,000なので、私は、町の避難所である例えば三里木町民センターの周りとかも車中泊今回非常に多かったんで、そういうところもきちんと見ていくということが大事だというふうに思います。今回の資料には計上されてないんですけども、そのことをどのように考

えておられるのか。これは、今回の災害の補正の中では一番どういう被害があつてゐるのかという根本のところだと思いますので、その点だけよろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務部長。

○総務部長（吉野邦宏君） ちょっと分かりにくい質問ではあったんですけども、町で把握できる限りの避難者の方についての把握は行ったところではございますけれども、その中で避難所近くの車中泊の方を確認して8,000人というような報告は行つておるところです。ただ、先ほども申しましたけれども、いろんな大型商業施設等を含めた広場等に避難されてゐる方の数というふうなのは今回の地震では確認はできておりません。また、菊陽町にいらっしゃつてゐる方、車中泊の方が全て菊陽町の町民ということでもございませんし、近隣の益城、熊本市から相当の方が16日以降もたくさんいらっしゃいまして、そういった意味で町民の方がどれだけ避難されておつたかということについては今回ははっきりした数字としては把握できなかった。ただ、避難所近くで確認できた車等の数字も数えておりますので、その分で8,000人というふうに県の災害対策本部の方には報告したというような状況でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 16ページの節区分19負担金、補助金及び交付金の中の損壊家屋解体撤去補助金について、現在協議なされてゐると思いますが、現在決定していることと今後のタイムスケジュール等の具体的な説明を求めます。

○議長（渡邊裕之君） 環境生活課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） このたびの熊本地震によりまして被災した家屋につきましては、国の方からも示されておりますけれども、解体撤去を市町村が主体となって取り組むことができるということになっております。対象は、半壊以上の家屋で罹災証明が発行されたものということになっております。基本的には、所有者の皆さんからの申請に基づき実施するものでありまして、半壊家屋で一部の解体や、あるいはリフォームを目的とした解体は対象となっておりません。今回の環境省所管の解体撤去事業につきましては、あくまでも廃棄物処理法に基づいて行われるもので、家屋物件を解体してごみにするということになります。それによって市町村が撤去、運搬処理ができるというものであります。

ただ、非常に家屋の倒壊等の危険度があつて速やかな撤去が必要だという部分につきましては、既に所有者自ら解体されてゐる方もいらっしゃいます。そういったものにつきましても、その後町とそれから解体事業者との間で契約を変更して、県が示しておりますけれども、解体費用の標準的な単価によって町の方で計算しました費用、その範囲内で解体撤去費用をお支払いするということができることになっております。

今現在、正式に国の方の制度要綱もまだ示されております。話では、今月6月上旬には示されるという話でありますけれども、そういうものが示されましたならば、町の制度設計、今進めておりますけれども、きちんとした制度設計を行つて要綱、要領を定めまして、その後対

象者の皆さんには、こういった申請あるいは制度等の説明と申請の受付の御案内を全ての方に差し上げたいというふうに思います。これは、あくまでも罹災証明が発行された方々に対しての御連絡ということになります。今、言いましたように、今から速やかに町の方で対応できるというものではありません。そういったことで、きちんと要綱、要領等を定めまして、それから取り組んでいきたいというふうに思います。見切り発車は行わないという状況です。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

中岡敏博君。

○6番（中岡敏博君） お尋ねいたします。16ページの13番、委託料の避難所警備委託料424万3,000円についてお尋ねいたします。

これは、職員の皆様が3交代で避難所の運営を必死にされていたものではあったんですが、この期間ですね、その後に委託されるのか、同時に委託されていたのか、警備について細かい部分、内容を、期間とか人数とか業務内容等をお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 避難所の運営につきましては、当初13か所あけておりました、全て職員で対応しておりました。避難所につきましては、本震後2週間で電気、水道、ガス等のライフラインが徐々に回復してまいりましたので、西部センターなり三里木町民センターなり武蔵ヶ丘コミュニティセンターなり、閉鎖できるようになってまいりました。ただし、4月と5月の中旬ぐらいまでは職員全てで対応しておりましたけれども、深夜勤務というのかなりありましたものですから体制的には厳しいものがありまして、その後、深夜勤務につきましては夜間警備をできないかということでいろいろ探しておまして、夜間警備で対応できるというふうになりましたものですから、避難所開設から大体1か月程度経た段階で夜間警備を投入したというふうになります。現段階は2か所開設してる状態でございまして、夜間だけは、深夜の10時から朝の8時まで、1人の警備員で2人ということで今行っております。当初は7か所か8か所ありましたので、警備員が1日7人、8人おったというふうな状況でございまして、あくまでも職員の軽減を図るために警備委託をさせていただいたところでございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第33号 平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第14、議案第33号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本章三君） こんにちは。

議案第33号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に118万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億6,620万5,000円とするものであります。

6ページと7ページをお開きいただき、今回の補正は、歳入では款の5の国庫支出金を118万8,000円増額しております。歳出は、款の1の総務費を同額の118万8,000円増額しております。

8ページをお開きください。歳入について説明いたします。

款の5国庫支出金、項の2国庫補助金、目の6国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、節区分1の国民健康保険制度関係業務準備事業補助金118万8,000円であります。

下のページで歳出について説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費、節区分13の委託料118万8,000円は、電算処理システム改修業務委託料であります。内容は、平成30年度から国保の財政運営が県に移行されることに伴い、町国保に関する基礎情報について県とのデータ転記を行うための電算処理システム改修費用であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第34号 町道路線の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第15、議案第34号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第34号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。①の路線は原水駅前2号線であります。場所は駅前公民館の北側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

次に、2ページを御覧ください。②の路線は川久保1号線であります。場所は川久保公民館の北西側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

次に、3ページを御覧ください。③の路線は南方5号線であります。場所は南方地区、有限会社熊本資材の西側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 報告第1号 平成27年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

○議長（渡邊裕之君） 日程第16、報告第1号平成27年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） 報告第1号平成27年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

平成27年度一般会計予算の中で議決いただいた地方自治法第213条第1項の規定による繰越明許費について、5月31日までに繰越額を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書として報告するものです。

それでは、各繰越事業について御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

1枚めくっていただきますと、繰越明許費繰越計算書がございます。項目の中で、金額とあります欄が予算で定めました繰越明許費の限度額で、その右の欄の翌年度繰越額が実際に平成28年度に繰り越した額になります。

まず、1行目の款の2総務費、項の1総務管理費の菊陽町の宝物を活用した賑わい創出事業の繰越額は4,337万5,000円で、地方創生加速化交付金事業として3月29日に国の交付決定を受けてるものでございます。内容は、鼻ぐり井手を活用した事業や公共交通利用実態調査になります。

2行目の菊陽プロダクツ「菊陽にんじん」ブランド確立推進事業は400万円で、これも地方創生加速化交付金の事業であり、菊陽にんじんによる商品開発や商品のPRになります。

3行目の通知カード・個人番号カード交付事業は919万1,000円で、マイナンバーカード発行業務を地方公共団体情報システム機構に事務委任しておりますけども、全国的に発行業務が遅れていることから繰り越すものでございます。

4行目の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業は3,456万円で、マイナンバー制度に係る情報のセキュリティ強化対策の委託料になります。

5行目の款の3民生費、項の1社会福祉費の介護基盤緊急整備特別対策事業は1億3,340万円で、地域密着型特別養護老人ホーム整備費に係る補助金になります。

下から3行目の款の8土木費、項の3都市計画費の住宅及び建築物耐震診断・改修事業は160万円で、建築物耐震改修促進計画策定に係る委託料になります。

下から2行目の第二土地区画整理事業は1億2,430万7,000円で、工事請負費と補償費になります。

最後の行の款の10教育費、項の2小学校費の武蔵ヶ丘北小学校プール改修事業は2,462万円で、老朽化によるプール改修事業であります。

8事業全部を合計しますと、翌年度繰越額は3億7,505万3,000円になります。なお、財源内訳は記載のとおり、既収入特定財源が1億1,352万9,000円、未収入特定財源の国県支出金が1億9,871万6,000円、地方債が810万円、一般財源は5,470万8,000円になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号平成27年度菊陽町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 報告第2号 平成27年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（渡邊裕之君） 日程第17、報告第2号平成27年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 報告第2号平成27年度下水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

平成27年度の予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により建設改良費に係る予算を翌年度に繰り越して使用するもので、同条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページの繰越計算書を御覧ください。繰り越しましたのは、款の1資本的支出、項の1建設改良費、事業名は公共下水道事業で、事業費総額2億6,645万6,000円のうち3,317万7,000円を繰り越したものでございます。繰り越しました理由について申し上げますと、まず汚水関連工事につきましては、菊陽第二土地区画整理事業の補償協議等に長い時間が要されたことから工事の着手が遅れ、工事が年度内に完了できなかったこと、そして花立地区の雨水対策整備につきましては、県道熊本大津線車道内部の既存埋設物の移設手続等に長期の時間を要しましたことから年度内の竣工が困難となり、予算の繰越しを行ったものでございます。なお、財源といたしましては、交付金が1,437万9,000円、地方債が1,720万円、損益勘定留保資金が159万8,000円としております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで報告第2号平成27年度菊陽町下水道事業会計予算繰越計算書についての報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 日程第18、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題とします。

人権教育・啓発課長、説明を求めます。

○人権教育・啓発課長（高木定伸君） 諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員のうち1名の方が平成27年9月2日に急逝されたため、現在、菊陽町におきまして人権擁護委員8名のうち1名の方が不在となっておりますので、候補者として、菊陽町大字原水1322番地13にお住まいの春野宗敏様をお願いいたしますものであります。

春野様を御紹介いたしますと、春野宗敏様は菊陽町大字原水1322番地13にお住まいで、昭和27年3月23日生まれの64歳でございます。昭和50年3月に熊本大学教育学部を御卒業され、昭和50年4月より平成24年3月の定年まで小・中学校の教職員として勤務され、人権教育に深く携わってこられました。人格及び識見ともに高く、人権擁護委員としてふさわしい方であると考え、平成28年10月から新任として推薦をお願いするものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて、春野宗敏君を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は春野宗敏君を適任とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第19 議員派遣について**

○議長（渡邊裕之君） 日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に議席に配付のとおり議員派遣をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会への議員派遣については議席に配付のとおり派遣することに決定をいたしました。

次に、お諮りをいたします。

ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。

平成28年熊本地震災害復興支援特別委員会設置の件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、平成28年熊本地震災害復興支援特別委員会の設置の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 追加日程第1 平成28年熊本地震災害復興支援特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第1、平成28年熊本地震災害復興支援特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

本件については、熊本地震から一日も早い復興に向けて、町災害対策本部と連携をして国、県等関係機関へ働きかけを軸に町議会における復興支援の検討機関として位置づけ、町民の生活の一日も早い安定と復興に資するための委員会として議長を除く17名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。期間は調

査が終了するまでです。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長を除く17名の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ただいま設置をされました平成28年熊本地震災害復興支援特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって議長を除く17人の議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、平成28年熊本地震災害復興支援特別委員会委員は議長を除く17名を選任することに決定をいたしました。

これより委員会条例第8条第2項の規定により平成28年熊本地震災害復興支援特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

決定をいたしましたら議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時41分

再開 午後0時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成28年熊本地震災害復興支援特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告をいたします。

委員長に上田茂政君、副委員長に西本友春君がそれぞれ選任をされました。

最後にお諮りをします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定をいたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成28年第2回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時46分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 大 塚 昇

菊陽町議会議員 川 俣 鐵 也

菊 陽 町 議 会 会 議 録
平成28年第2回6月定例会

平成28年6月発行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 渡 邊 裕 之
編集人 菊陽町議会事務局長 堀 行 徳
印 刷 株式会社 きょうせい九州支社
電 話 (092) 831-0700 (代表)

~~~~~

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電 話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919